

景観計画区域内(※1)・高野山地区(※2)における基準

項目	内容
<p>建築物 (付属物含む) 及び工作物</p> <p>形態意匠の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● は特定届出対象行為で変更命令、又は原状回復の対象 ○ は勧告対象の行為 <p>【 屋根の形状・素材・色彩 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勾配屋根を採用します。(平入りで3～6寸勾配) ○ 屋根の素材は木板葺き、檜皮葺き、瓦葺き、金属板葺きとします。 ● 屋根の基調色は、素地、濃灰、茶、緑青、燻銀、黒、とします。 <p>【 壁の形状・素材 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 壁面の形状や配置については、周囲の既存建築物と調和させます。 ○ 2階以上の高さの壁は庇や持ち出し、出窓素材等によって高さを分割します。(新築時、庇の出は60cm以上とします) ○ 公共空間に面する外壁は、漆喰等の左官材料、木材、瓦、土塗り壁とし、色は素地または素地を活かした色合いにします。 ● やむを得ず新しい材料を使う場合には、色が伝統的素材に似ているものや、質感が自然の素材に近いものを使用します。 ● 外壁等の基調色は濃灰、茶、燻銀、黒、白とします。 <p>【 建具 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共空間に面する開口には、原則として木調又は木製の建具を用います。 ○ 公共空間に面するシャッターは禁止します。 <p>【 建築設備等 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 室外機、配管、配線は通りや広場等の公共空間から見えない位置とします。 ○ テレビ、衛星放送、無線等のアンテナは通りから見えにくい位置に設置します。 <p>【 看板 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 木製又は自然素材とします。 <p>【 敷地内の垣・柵・塀 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通りに面して街並みの連続性を断つ塀は極力控えます。植栽等で連続性を保ちます。 ○ 塀は板塀、築地塀とし、自然素材を用います。 <p>【 駐車場 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出来るだけ道路、前庭、隣地から直接見えない位置に設けるか目隠しを設けます。 <p>【 自動販売機 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共空間から見える場合は、色彩、設置位置、目隠しなど配慮します。 <p>【 材料・外構 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 庭や植栽等は、周囲の景観と調和させます。
<p>建築物・工作物の高さ最高限度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物と工作物の高さは、地盤面から13m以下とします。 ○ 建築物の軒高は、地盤面から6.5m以下とします。
<p>開発行為等</p>	<p>【 土地の形質の変更等 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 形状を変更する土地の範囲は必要最小限とします。 ○ 既存の土地の形質及び樹木の保存に努めます。 <p>【 鉱物の採掘等 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 露天掘りによる鉱物の採掘、並びに土石の採取については、自然的、景観的、社会経済条件に鑑み、必要最小限とします。 ○ 当該行為が地区の景観に著しい影響を及ぼさないものとします。 <p>【 立木竹の態様 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伐採の規模は必要最小限とし、景観上すぐれた樹木は特に保全に努めます。

- 勾配屋根 …… 道路に面する屋根は、街並として連続性を保つため平入りの勾配屋根とします。
- 公共空間 …… 道路、河川、公園、公共駐車場等、住民が自由に立ち入ることのできる空間
- 建築物 …… 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの
- 工作物 …… 高野町景観条例第2条2項に掲げる工作物